

令和3年度
マネジメント研修

勤務時間制度と
勤務・サービスについて



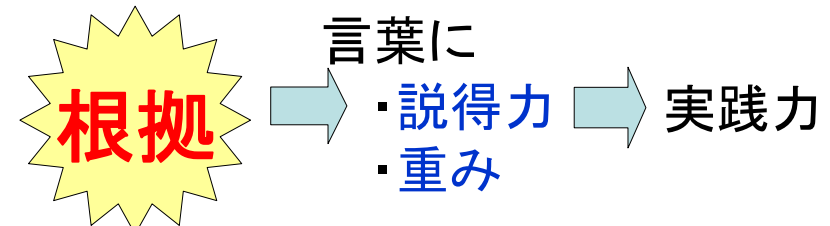
令和3年9月30日(木)

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会

研修の目的

- 学校づくりに必要な企画力、運営力
業務遂行力の向上
- 推進役としての意識の向上

資質向上に関わる知識の理解



「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会

研修の内容

講義：「勤務時間制度と勤務・サービス」

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 教職員の勤務 | 2 教職員のサービス |
| (1) 勤務条件等の決定 | (1) サービスの基本 |
| (2) 勤務時間の割振り等 | (2) 職務上の義務 |
| (3) 週休日と休日 | (3) 身分上の義務 |
| (4) 休暇について | |
| (5) 育児休業 | |

法規演習

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会

教職員の勤務

資料P1

労働基準法 第32条

労働時間

1週間()時間以内

1日()時間以内

国法編 (P.1709)

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会

教職員の勤務

資料P 1

地方公務員法 第24条5

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は
条例で定める。

国法編 (P.1334)

地方教育行政の組織及び 運営に関する法律(地教行法) 第42条

都道府県の**条例**で定める。

国法編 (P.959)

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会



法 体 系	
国 法	県(市・町)条例等 地方公共団体の自主法
憲 法 : 最高法規 法 律 : 国会が制定 政 令 : 内閣が制定 省(府)令 : 各省(府)の大臣が制定	条 例 : 地方議会が制定 規 則 : 首長や機関が制定
○基本理念・制度 日本国憲法 教育基本法 ○学校制度 学校教育法 義務標準法 就学援助法 ○教育行政組織 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ○教職員の身分等 地方公務員法 教育公務員特例法 給特法 教育職員免許法 育児休業法 ○教育財政 行政義務教育国庫負担法 市町村立学校職員給与負担法 ○保健安全 学校保健安全法 学校給食法	職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する条例 職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する規則 義務教育諸学校等の教育職員の 給与等の特例に関する条例 教職員の勤務時間の割振り等 に関する規則 教職員の勤務時間の割振り等 に関する基準

教職員の勤務

資料P 2

職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例

第2条 職員の勤務時間は、
1週間当たり()とする。

第3条 月曜日から金曜日までの5日間において
1日につき()の勤務時間を割
り振るものとする。

第6条 1日の勤務が6時間を超える場合は少なくとも
()分、8時間を超える場合は少なくとも()時間
の休憩時間を置かなければならない。

県編 (P.2045~2047)

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会



○勤務時間の割振り 教職員の勤務時間の割振り等に関する規則

資料P 2

第2条
勤務時間の割振り、週休日の振替え及び代休
日の指定は、所管の教育委員会(県費負担教
職員にあっては市町教育委員会。)の指示に基
づき、学校の長が行うものとする。

第5条
勤務時間の割振り等を実施したときは、校長
は、所管の教育委員会に速やかに届け出るも
のとする。
県編 (P.2140~2141)

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会



1 勤務の終始の時刻を定める。

資料P3

みなさんの勤務の始まりは何時で、
終わりは何時ですか。

始業時刻 () 時 () 分

終業時刻 () 時 () 分

2 休憩時間を定める。

みなさんの休憩時間は何時から何時までですか。

() 時 () 分 ~ () 時 () 分 計 () 分

() 時 () 分 ~ () 時 () 分 計 () 分

合 計 () 分

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会



教職員の勤務

週休日と休日

資料P3

みなさんは、週休日または休日に
勤務したことはありますか？

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会



教職員の勤務

週休日と休日

資料P3

週休日とは

勤務時間が割り振られていない日

給与の支給対象日ではない

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会



教職員の勤務

週休日と休日

資料P3

休日とは

国民の祝日に関する法律に規定する
休日及び年末年始の休日

勤務時間は割り振られているが、勤務
を要しない日

給与の支給対象日

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会



金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	週	週	休			休		週	週
	休	休						休	休
	日	日	日			日		日	日
			敬老の日			秋分の日			

- 週休日:勤務を割振らない日 (給与支給対象日ではない)
- 休日:勤務を要しない日 (給与支給対象日)

教職員の勤務

週休日と休日

資料P3

週休日に勤務



週休日の振替

休日に勤務



代休日の指定

教職員の勤務

週休日と休日

資料P3

週休日の振替をする期間

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

第3条

条例第5条の人事委員会で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする（ ）週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする（ ）週間後の日までの期間とする。

県編 (P.2061)

教職員の勤務

週休日と休日

資料P3

代休日を指定する期間

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

第8条

条例第11条の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする（ ）週間後までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等について行われなければならない。

県編 (P.2071)

教職員の勤務

週休日と休日

週休日の振替



前4週間
後8週間

代休日の指定



後8週間

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会



教職員の勤務

週休日と休日

資料P 4

- 土曜日に授業参観を行った。
- 秋分の日に授業参観を行った。
- 日曜日に運動会を行った。
- 体育の日に運動会を行った。

教職員の勤務時間の割り振り等に関する基準

県編 (P.2142~)

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会



教職員の勤務

休暇

資料P 5

みなさんは、どんなときに休暇を取りましたか？

(どんな休暇を知っていますか？)

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会



教職員の勤務

休暇

資料P 5

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

第12条

職員の休暇は、()休暇、
()休暇、()休暇、()時間及
び子育て部分休業とする。

県編 (P.2051)

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会



【特別休暇の種類】

資料P5

- ・公務による傷病
- ・その他の傷病
- ・父母及び配偶者の祭日
- ・家族休暇
- ・職員の出産
- ・育児休暇
- ・育児参加
- ・妊娠女性職員の通勤緩和
- ・妊娠障害休暇
- ・看護休暇
- ・原子爆弾被爆者の健康診断
- ・骨髄液等提供者の検査、入院
- ・結核性疾患
- ・忌引き
- ・夏季休暇
- ・結婚
- ・生理休暇
- ・配偶者の出産
- ・妊婦検診のための通院
- ・妊娠中の休憩
- ・検診・予防接種
- ・ボランティア休暇
- ・短期介護休暇

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会

教職員の勤務

特別休暇

資料P5

➤ある週の金曜日から次の週の水曜日まで、ボランティア休暇を取得して、被災地のボランティア活動を行った。
(P2081)

➤夏期休暇を1日だけ10月に取得した。(P2078)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

県編 (P.2060～)

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会

教職員の勤務

休暇

資料P5

地方公務員の育児休業等に関する法律

第2条 当該子が()歳に達する日まで、育児休業をすることができる。

第3条 期間の延長は、()回に限る。

第4条 ()を支給しない。

国法編 (P.1381.1382)

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会

教職員の服務

資料P6

初任者研修資料

公務員がその職務を遂行する上において、又は公務員として身分を有することにより、当然守るべきこととされている公務員としての在り方

服務

公務員が守らなければならない義務や規律

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会

教職員の服務

資料 P 6

日本国憲法 第15条

すべて公務員は、()で
あって()ではない。

国法編 (P. 3)

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会



教職員の服務

資料 P 6

教育基本法 第9条

法律に定める学校の教員は、自己の
崇高な使命を深く自覚し、絶えず、
()と()に励み、
その()に努めなければなら
ない。

国法編 (P.15)

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会



教職員の服務

資料 P 6

地方公務員法 第30条

すべて職員は、()
公共の利益のために勤務し、且つ、職
務の遂行に当たっては、
()しなければ
ならない。

国法編 (P.1344)

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会



2つの義務

資料 P 6

職務上の義務

教職員が職務を遂行するに当たって
守るべき義務

身分上の義務

職の内外を問わず身分を有することに
よって守るべき義務

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会



2つの義務

職務上の義務

資料P 6

地方公務員法

第31条 ()の宣誓

第32条 ()等及び()の
()上の命令に従う義務

第35条 職務に()する義務

国法編 (P.1344・1345)

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会

2つの義務

身分上の義務

資料P 7

地方公務員法

第33条 ()の禁止

第34条 ()義務

第36条 ()の制限

第37条 ()の禁止

第38条 ()の従事制限

国法編 (P.1344～1348)

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会

2つの義務

身分上の義務

地方公務員法

第33条 信用失墜行為の禁止(P1344)

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

不祥事根絶

資料P 8

静岡県教職員懲戒処分等の基準

資料P 9

児童生徒、交通事犯関係

「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会